

		建築工事施工計画の報告 ※中間（完了）検査時に報告書 及び添付資料の写しの提出が必要	細則条文	建築工事施工結果報告書 【※注3】	細則条文	建築設備工事監理状況報告書 建築設備概要書 建築設備工事監理状況調書	細則条文	昇降機工事監理状況報告書 昇降機工事監理状況調書	細則条文
0	東京都	地階を除く階数3以上 かつ 500㎡超 の場合に必要。 (法6条1項三号の建築物に限る)	14条	地階を除く階数3以上 で必要	15条の4 1項	必要 ※ 法6条1項四号 又は 改良便槽、合併処理浄化槽のない 一戸建ての住宅・併用住宅を除く	15条の4 2項 一号	必要 ・エレベーター ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機	15条の4 2項 二号
1	千代田区	↑都と同じ	11条の4	↑都と同じ	31条の4	↑都と同じ	31条の4 2項 (1)	↑都と同じ	31条の4 2項 (2)
2	中央区	↑都と同じ	14条の2の3	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 一号	↑都と同じ	16条の3 2項 二号
3	港区	不要	—	不要	—	↑都と同じ	16条の3 一号	↑都と同じ	16条の3 二号
4	新宿区	↑都と同じ	14条	↑都と同じ	14条の3 1項	↑都と同じ	14条の3 2項 (1)	↑都と同じ	14条の3 2項 (2)
5	文京区	↑都と同じ	13条	↑都と同じ	18条 1項	↑都と同じ	18条 2項 一号	↑都と同じ	18条 2項 二号
6	台東区	↑都と同じ	14条の2の3	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 (1)	↑都と同じ	16条の3 2項 (2)
7	墨田区	↑都と同じ	14条の4	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 (1)	↑都と同じ	16条の3 2項 (2)
8	江東区	↑都と同じ	11条の3	↑都と同じ	15条 1項	↑都と同じ	15条 2項 (1)	↑都と同じ	15条 2項 (2)
9	品川区	↑都と同じ	14条の3	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 (1)	↑都と同じ	16条の3 2項 (2)
10	目黒区	↑都と同じ	14条の3	↑都と同じ	9条 1項	↑都と同じ	9条 2項 (1)	↑都と同じ	9条 2項 (2)
11	大田区	↑都と同じ	14条の3	↑都と同じ	16条の3	不要	—	不要	—
12	世田谷区	※指定確認検査機関による確認の場合は不要	14条の4	↑都と同じ	16条の3	不要	—	不要	—
13	渋谷区	↑都と同じ	15条	↑都と同じ	20条	不要	—	不要	—
14	中野区	↑都と同じ	14条の4	←施工計画報告書と同じ	16条の3 1項、2項	不要	—	不要	—
15	杉並区	↑都と同じ	14条の4	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 (1)	↑都と同じ	16条の3 2項 (2)
16	豊島区	↑都と同じ	10条の2の2	↑都と同じ	10条の3 1項	↑都と同じ	10条の3 2項 (1)	↑都と同じ	10条の3 2項 (2)
17	北区	↑都と同じ	14条の3	←施工計画報告書と同じ	16条の3 1項、2項	↑都と同じ	16条の3 3項 一号	↑都と同じ	16条の3 3項 二号
18	荒川区	↑都と同じ	14条の4	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 (1)	↑都と同じ	16条の3 2項 (2)
19	板橋区	↑都と同じ	10条の3	←施工計画報告書と同じ	11条の5 1項、2項	←施工計画報告書と同じ	11条の5 3項 (1)	↑都と同じ	11条の5 3項 (2)
20	練馬区	↑都と同じ	14条	↑都と同じ	15条の6 1項、2項	↑都と同じ	15条の6 3項 (1)	↑都と同じ	15条の6 3項 (2)
21	足立区	↑都と同じ	13条の2	↑都と同じ	15条の3 1項	↑都と同じ	15条の3 2項 (1)	↑都と同じ	15条の3 2項 (2)
22	葛飾区	↑都と同じ	11条の4	↑都と同じ	6条の2 1項、2項	↑都と同じ	6条の2 3項 (1)	↑都と同じ	6条の2 3項 (2)
23	江戸川区	↑都と同じ	17条	↑都と同じ	59条 1項	↑都と同じ	59条 2項 一号	↑都と同じ	59条 2項 二号
24	八王子市	↑都と同じ	14条の3	↑都と同じ	30条の3 1項	↑都と同じ	30条の3 2項 (1)	↑都と同じ	30条の3 2項 (2)
25	町田市	↑都と同じ	13条の3	↑都と同じ	13条の4 1項	↑都と同じ	13条の4 2項 (1)	↑都と同じ	13条の4 2項 (2)
26	府中市	↑都と同じ	13条	必要（特例検査を除く）【注4】	15条の3 1項、2項	必要（特例検査を除く）	15条の3 3項 (1)	↑都と同じ	15条の3 3項 (2)
27	調布市	↑都と同じ	14条	↑都と同じ	17条の3 1項	↑都と同じ	17条の3 2項 (1)	↑都と同じ	17条の3 2項 (2)
28	武蔵野市	↑都と同じ	14条	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 (1)	↑都と同じ	16条の3 2項 (2)
29	三鷹市	↑都と同じ	14条	↑都と同じ	16条の3 1項	↑都と同じ	16条の3 2項 (1)	↑都と同じ	16条の3 2項 (2)
30	日野市	↑都と同じ	10条	↑都と同じ	11条の4 1項	↑都と同じ	11条の4 2項 (1)	↑都と同じ	11条の4 2項 (2)
31	立川市	↑都と同じ	13条	↑都と同じ	19条 1項	↑都と同じ	19条 2項 (1)	↑都と同じ	19条 2項 (2)
32	国分寺市	※指定確認検査機関による確認の場合は不要	14条	↑都と同じ	21条 1項	↑都と同じ	21条 2項 (1)	↑都と同じ	21条 2項 (2)
33	西東京市	↑都と同じ	15条	↑都と同じ	21条 1項	↑都と同じ	21条 2項 (1)	↑都と同じ	21条 2項 (2)
34	小平市	↑都と同じ		↑都と同じ		↑都と同じ		↑都と同じ	

※ 注1 10,000㎡超で東京都が特定行政庁となる建築物は、都内全域において「東京都」の欄を適用します。

注2 工作物としての昇降機、遊戯施設については別途確認して下さい。

注3 鉄骨造で500㎡超の場合、「建築工事施工結果報告書」と「鉄骨工事施工結果報告書」の両方が必要です。（H14 東京都告示第444号による。）

注4 地階を除く階数が2以下の場合も必要です。

注5 多摩建築指導事務所の所管区域は「東京都」の欄を適用します。

- ・ 建築指導一課 昭島市、国立市、狛江市、東大和市、多摩市、稲城市
- ・ 建築指導二課 小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市
- ・ 建築指導三課 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村

注6 様式は東京都都市整備局もしくは各特定行政庁のウェブサイト等からダウンロードして下さい。